

八王子市入札監理評議会 議事要旨（定例評議会）

開催日時及び場所		令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 9 月 1 4 日（月） 9：30～11：30 八王子市役所 805会議室				
出席評議員		谷垣評議員、花形評議員、奥評議員				
抽出案件				(抽出期間：令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 1 0 月 1 日～令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 3 月 3 1 日)		
区分		件数	通番	案件名	通番	案件名
工 事	1 一般競争入札	5 件	1－1	本庁舎南側池跡地改修工事		
	2 指名競争入札		1－2	上柚木公園インクルーシブ広場施設整備工事		
	1 一般競争入札		1－3	(仮称) 戸吹地区防災拠点施設新築工事		
	1 一般競争入札		1－4	市立由井第一小学校プロパンガス設備改修工事		
	1 一般競争入札		1－5	本庁舎軽油地下タンク通気管改修工事		
抽出案件ごとの質疑			通番	質問等	回答等	
			1－1	1 「技術者確保困難」を理由とする辞退が見られるが、市は事業者の手持ち工事の状況を把握しているのか。また、他工種の受注状況も確認しているのか。	1 手持ち工事件数について確認可能であるが、一般競争入札においては手持ち件数による制限を設けていないため、事業者ごとの受注状況を確認していない。また、手持ち件数は同一工種の工事を対象としており、他工種の工事は含めていない。なお、「技術者確保困難」という辞退理由については事業者からの申出によるものであり、市として個別に裏付け確認を行っているものではない。	
				2 予定価格について、事業者に見積りを依頼している部分もあるのか。	2 積算については、基本的に東京都の積算基準に準拠しており、システムに登録されている工種についてはシステム単価を使用している。一方、システムに単価が登録されていない工種や、標準的な単価がないものについては、単価の見積りを取得するほか、必要に応じて工種そのものについて見積りを徴取する場合もある。	
			1－2	1 予定価格のうちインクルーシブ遊具が占める割合はどの程度か。	1 工事内容から、給排水や舗装にかかる工事内容を除いて分割発注しているため、予定価格のほとんどが遊具設置に係る費用である。工事価格の構成としては、遊具の材料費や設置費、基礎を設置するための土木工事費といった直接工事費があり、これに経費が加算される。経費を含めると、最終的な工事費は直接工事費のおおむね1.5～1.8倍程度となる。	
			1－3	1 総合評価方式において、過去の施工実績や工事成績等を評価する仕組みが、大規模な案件の実績を有する事業者に有利に働く傾向についてどのように考えているか。	1 総合評価方式では、施工能力や品質確保の観点から過去の施工実績や工事成績等を評価しているため、大規模案件の実績を有する事業者が相対的に有利となる側面はあるものと認識している。ただし、技術評価点は案件ごとに評価項目が異なり、価格評価点との総合評価により落札者を決定する仕組みであることから、必ずしも技術評価点の高い事業者が落札するものではない。総合評価方式においては、技術評価点と価格評価点の双方が評価対象となるため、技術評価点の高い事業者であっても、価格競争の結果により落札に至らない場合がある。また、本案件は交通量の多い交差点付近での施工となるなど施工条件が厳しく、総合評価方式においても施工方法に関する提案を求めていたことから、必ずしも受注しやすい案件ではなかった。最終的には、各事業者が技術評価点や施工条件等を踏まえた上で、どの程度の価格で入札するかを判断していると考ええる。	

	1－4	1 入札が無効となった事業者が1者いるが、その無効理由を確認したい。	1 入札金額が予定価格を超過したため無効とした。
	1－5	1 対応可能な事業者が事実上1者と見込まれ、結果も1者応札となった本案件について、一者指定随意契約ではなく一般競争入札を採用した理由は何か。	1 工事における一者指定随意契約については、当初施工事業者でなければ対応が困難な特殊な案件等に限定して運用している。本案件については、複数の事業者に対応可否を確認した結果、当初施工事業者以外の事業者も対応可能であることが確認できたため、特定の事業者のみが施工可能であるとは判断できず、競争性を確保する観点から一般競争入札を実施した。一方で、結果として一者応札となったことについては課題として認識しており、長期間経過した設備や改修履歴を有する設備に係る工事の発注方法については、今後検討する必要がある。
その他質疑		1 入札不調の案件はいつ再発注することが多いのか。	1 入札不調となった案件については、事業スケジュール等を踏まえ対応しているが、予算上の都合から同時期に再発注するケースが多い。一方、比較的大規模な案件については、再発注によって年度内の契約締結が困難となる場合があるため、翌年度に発注時期を変更することもある。事業を中止するのではなく、時期を変更するなど実施可能な手法を検討しながら対応している案件が多い。
抽出案件に関する意見等			
その他運用状況等			
意見等を求める内容			
概要			
意見等			